

化管法の対象を655物質に



経済産業省は5月1日、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律に基づく第一種指定化学物質及び第二種指定化学物質の指定の見直しについて（報告）」を公表しました。

これによると化学物質排出把握管理促進法の対象物質が現行の562物質から655物質に変更されます。第一種指定化学物質は522物質、現行の462物質のうち142物質が除外され、新たに202物質が追加されます。また、第二種指定化学物質は133物質、現行の100のうち90物質が除外され、第一種指定化学物質から55物質が移行、新たに68物質が追加されます。

第一種指定化学物質はPRTR制度^{*1}、化管法SDS制度^{*2}の対象物質、第二種指定化学物質は化管法SDS制度の対象物質となっております。また、第一種指定化学物質のうち発がん性等が認められる特定第一種指定化学物質は現行の15物質から9物質追加され以下の24物質となりました。

※1 PRTR制度：人の健康や生態系に有害なおそれのある化学物質が、事業所から環境（大気、水、土壌）へ排出される量及び廃棄物に含まれて事業所外へ移動する量を、事業者が自ら把握し国に届け出をし、国は届出データや推計に基づき、排出量・移動量を集計・公表する制度

※2 化管法SDS(Safety Data Sheet：安全データシート)制度：事業者による化学物質の適切な管理の改善を促進するため、化管法で指定された「化学物質又はそれを含有する製品」を他の事業者に譲渡又は提供する際に、化管法SDS(安全データシート)により、その化学品の特性及び取扱いに関する情報を事前に提供することを義務づけるとともに、ラベルによる表示に努めていただく制度

特定第一種指定化学物質

○ 現行(15物質)

石綿 エチレンオキシド カドミウム及びその化合物 六価クロム化合物 塩化ビニル
 ダイオキシン類 鉛化合物 ニッケル化合物 砒素及びその無機化合物 1,3-ブタジエン
 2-ブロモプロパン ベリリウム及びその化合物 ベンジリジン=トリクロリド ベンゼン
 ホルムアルデヒド

○ 新規追加(9物質)

アセトアルデヒド 3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノジフェニルメタン 1,2-ジクロロプロパン
 有機スズ化合物^{*3} トリクロロエチレン トルイジン 鉛化合物 ペンタクロロフェノール
 ポリ塩化ビフェニル

※3 1,1,1,3,3,3-ヘキサブタン-1-イルジスタンノキサンが該当

当社では、特定第一種指定化学物質に該当する石綿、鉛化合物、ポリ塩化ビフェニル等について分析の実績があります。ご不明な点等がございましたら、お気軽にお問い合わせください。

資料 [2020年5月1日付 経済産業省ホームページ](#)

研究開発箇所 五月女欣央

The Knights of Environmental Science **PCB廃棄物を保管するお客様へ**
内藤環境管理株式会社

〒336-0015 さいたま市南区大字太田窪 2051 番地 2
 TEL.0120-01-2590 FAX.048-886-2817
 URL: www.knights.co.jp

保管・処分状況および高濃度PCB使用製品の廃棄見込みについての届出をお忘れなようご注意ください。
 期日は6月30日まで、届出先は管轄する都道府県市の長です。
<http://www.knights.jp/knightsreport/reports/KR07005.pdf>

